

公益財団法人 ケア・インターナショナル ジャパン
寄附金規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人 ケア・インターナショナル ジャパン（以下、「本財団」という。）への現金及び有価証券（以下、「寄附金」という。）、物品、土地及び建物等の不動産並びに知的財産権等（以下、寄附金を含めて「寄附金等」という。）の寄附の受入の基準等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(受入基準)

第2条 本財団は、寄附金等が次の各号に掲げる基準のいずれにも該当するときは、その寄附金等を受け入れることができる。

- (1) 寄附金等が定款第3条に定める目的の達成に資するものであること
- (2) 寄附金等の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が附されていないこと
 - イ 寄附者に寄附の対価として何らかの利益または便宜を供与すること
 - ロ 寄附者が寄附の経理について監査を行うこと
 - ハ 寄附後に寄附者が寄附の全部または一部を取り消すことができること
 - ニ 寄附された寄附金等を寄附者に無償で譲渡または使用させること
- (3) 寄附金等を受け入れることにより、本財団の業務、財政、または名誉に特段の負担または支障がないと認められること

(寄附金の種類等)

第3条 本財団が受け入れる寄附金の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 寄附者が、用途を特定せずに寄附し、それを受けて本財団が、第2条の基準に従って用途を特定するもの
- (2) 特定寄附金 用途があらかじめ特定された寄附金であり、次に掲げるもの
 - イ 用途特定寄附金 寄附者が、寄附の申し込みにあたり、あらかじめ用途を特定するもの
 - ロ 募集特定寄附金 本財団が、募集にあたり、募金対象事業、募金額、募集の方法及び手続き、募集期間等の募集計画を作成し、あらかじめ用途を特定するもの
- (3) 会費 本財団の目的に賛同して入会した個人、団体及び法人からの会費
(会費の取り扱いに関しては、別途定める「会員及び会費に関する規程」による)

(寄附金の募集)

第4条 寄附金の募集においては、以下を厳守する。

- (1) 粗野な言動や不快を与えるような寄附金の募集は行わないこと
- (2) 寄附の目的及び用途について誤解を与えるような行為を行わないこと
- (3) 寄附の勧誘を受けた者や、寄附者の利益を不当に害するような行為を行わないこと

(受入手続)

第 5 条 寄附金等を本財団に寄附しようとする者（以下「申込者」という）は、書面（電磁的方法によるものを含む）にて寄附金の申し込みを行う。

- 2 本財団は、前項により寄附金等の申込を受理したときは、第 2 条の基準によりその内容を検討し、寄附金等の受け入れの可否を決定する。
- 3 寄附金等の受け入れが決定したときは、寄附者に対しその旨を通知するとともに、振込依頼書等寄附の受け入れに必要な書類を送付する。
- 4 前三項の規定にかかわらず、寄附金等の価額が 100 万円未満の場合は本手続きを省略することができる。

(寄附金等の取扱い)

第 6 条 受け入れた寄附金等は、本財団の諸規程に定めるところにより取扱うものとする。

- 2 一般寄附については、50%以上を公益目的事業に使用する。
- 3 特定寄附については、全額を寄附者の特定した用途に使用する。

(特定寄附金の使用期間)

第 7 条 特定寄附金の受け入れ時に特段の取決めがないときは、特定寄附金の使用期間は 3 年間とする。ただし、適正かつ合理的な理由があると本財団が認めたときは、使用期間を延長することができる。

(用途変更)

第 8 条 本財団は、次の各号のいずれかに該当するときは、寄附金等の用途を変更することができる。

- (1) 寄附目的が達せられ、寄附金に少額（100 万円以下）の残額が生じたとき
 - (2) 前条により、特定寄附金の使用期間が終了したとき
 - (3) 適正かつ合理的な理由により、寄附の使用内容等を変更するとき
- 2 前条 3 号にあたる場合、100 万円以上の寄附の用途については可能な限り寄附者に事前に了解を得るものとする。

(適用除外)

第 9 条 本財団は、次の各号のいずれかに該当するときは、この規程の全部または一部を適用しないことができる。

- (1) 寄附金等が国、独立行政法人または地方公共団体等からの寄附であるとき
- (2) その他、特別な事情があると本財団が判断するとき

(寄附者への報告)

第 10 条 本財団は、寄附者に対し、寄附の用途（公益目的事業）に関する事業計画・報告及び予算・決算報告などを、広報誌、年次報告書、本財団ウェブサイト、講演会やイベントなどで行う。

(理事会への報告)

第 11 条 理事長は毎年 1 回、寄附金総額、及び高額寄附者（100 万円以上）の氏名及び属性につき、理事会に報告しなくてはならない。

(その他)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、寄附金等の取扱いに関して必要な事項は、その都度定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、当財団が公益財団法人ケア・インターナショナル ジャパンとして登記した日から施行する。